令和７年第１回（３月）大郷町議会定例会会議録第５号

令和７年３月１９日（水）

---

応招議員（１２名）

| | |
|---|---|
| １番　赤　間　繁　幸　君 | ２番　鎌　田　暁　史　君 |
| ３番　鈴　木　利　博　君 | ４番　赤　間　則　幸　君 |
| ５番　佐々木　和　夫　君 | ６番　鈴　木　恵　子　君 |
| ７番　金　須　新　一　君 | ８番　田　中　三恵子　君 |
| ９番　熱　海　文　義　君 | １０番　石　垣　正　博　君 |
| １１番　高　橋　重　信　君 | １２番　石　川　良　彦　君 |

---

出席議員（１２名）

応招議員と同じ

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 田　中　　学　君 | 副町長 | 金　須　豊　洋　君 |
| 教育長 | 鳥　海　義　弘　君 | 総務課長 | 熊　谷　有　司　君 |
| 財政課長 | 菅　野　直　人　君 | まちづくり政策課長 | 高　橋　　優　君 |
| 復興推進課長 | 門　脇　匡　哉　君 | 税務課長 | 小　野　純　一　君 |
| 町民課長 | 千　葉　　昭　君 | 保健福祉課長 | 伊　藤　義　継　君 |
| 農政商工課長 | 本　間　文　二　君 | 地域整備課長 | 武　藤　亨　介　君 |
| 上下水道課長 | 齋　藤　正　智　君 | 会計管理者 | 赤　間　良　悦　君 |
| 学校教育課長 | 角　田　倫　明　君 | 社会教育課長 | 片　倉　　剛　君 |
| 代表監査委員 | 雫　石　　顕　君 | | |

---

事務局出席職員氏名

事務局長　三浦　光　　次長　相澤幸子　　主事　高橋映瑠

---

議事日程第５号

令和７年３月１９日（水曜日）　午前１０時開議

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　議案第２３号　令和７年度大郷町一般会計予算

日程第３　　議案第２４号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第４　　議案第２５号　令和７年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第５　　議案第２６号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第６　　議案第２７号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第７　　議案第２８号　令和７年度大郷町水道事業会計予算
日程第８　　議案第２９号　令和７年度大郷町下水道事業会計予算
日程第９　　議案第３０号　令和６年度大郷町一般会計補正予算（第１２号）
日程第１０　委発第１号　　大郷町議会委員会条例の一部改正について
日程第１１　議発第１号　　大郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第１２　議発第２号　　大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第１３　議発第３号　　大郷町議会の解散請求に関する弁明書
日程第１４　議員派遣の件
日程第１５　閉会中の所管事務調査

---

本日の会議に付した案件
日程第１　　会議録署名議員の指名
日程第２　　議案第２３号　令和７年度大郷町一般会計予算
日程第３　　議案第２４号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第４　　議案第２５号　令和７年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第５　　議案第２６号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第６　　議案第２７号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第７　　議案第２８号　令和７年度大郷町水道事業会計予算
日程第８　　議案第２９号　令和７年度大郷町下水道事業会計予算
日程第９　　議案第３０号　令和６年度大郷町一般会計補正予算（第１２号）
日程第１０　委発第　１号　大郷町議会委員会条例の一部改正について
日程第１１　議発第　１号　大郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第１２　議発第　２号　大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第１３　議発第　３号　大郷町議会の解散請求に関する弁明書
日程第１４　議員派遣の件
日程第１５　閉会中の所管事務調査

---

午　前　　１０時００分　　開　議

議長（石川良彦君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、７番金須新一議員及び８番田中三惠子議員を指名いたします。

---

日程第２　議案第２３号　令和７年度大郷町一般会計予算
日程第３　議案第２４号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第４　議案第２５号　令和７年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第５　議案第２６号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第６　議案第２７号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第７　議案第２８号　令和７年度大郷町水道事業会計予算
日程第８　議案第２９号　令和７年度大郷町下水道事業会計予算

議長（石川良彦君）　日程第２、議案第23号　令和７年度大郷町一般会計予算、日程第３、議案第24号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第４、議案第25号　令和７年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第５、議案第26号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第６、議案第27号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、日程第７、議案第28号　令和７年度大郷町水道事業会計予算、日程第８、議案第29号　令和７年度大郷町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員会に付託されました議案第23号から議案第29号までの各予算について、委員長より審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長石垣正博議員。

予算審査特別委員長（石垣正博君）

令和７年３月19日

大郷町議会議長　石　川　良　彦　殿

予算審査特別委員会
委員長　石　垣　正　博

委員会審査報告書

本委員会に付託された下記事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、大郷町議会会議規則第72条の規定により報告します。

なお、本委員会は別紙のとおり意見を付することに決定しました。

事件番号、件名、そして審査の結果をこの順で読み上げます。

議案第23号　令和７年度大郷町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第24号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第25号　令和７年度大郷町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第26号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第27号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第28号　令和７年度大郷町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

議案第29号　令和７年度大郷町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

裏面をお願いします。

意　見

〇一般会計予算

１．さらなる税の収納率向上に努められたい。

２．滞納されている災害援護資金貸付金の徴収に引き続き努力されたい。

３．魅力ある返礼品の開発などによって、ふるさと納税の増収に積極的に努められたい。

４．企業用地を確保し、企業誘致に努められたい。

５．交通指導隊員及び消防団員の人材確保強化に努められたい。

６．男女共同参画事業について積極的に取り組まれたい。

７．アンケート等により、住民バスの利便性向上に努められたい。

８．コンビニ交付システムの利便性を周知し、さらなる利用を促進されたい。

９．育児用品賃借事業及び各種子育て支援事業を町内外に周知されたい。

10．各種検診の受診率向上に、より一層努められたい。

11．ＳＤＧｓの観点から、ごみ減量の啓蒙を図られたい。

12．拡大している有害鳥獣の被害対策を強化されたい。
13．縁の郷・ふれあい農園の今後の有効活用を早急に示されたい。
14．くろかわ商工会（大郷支部）活性化のため、積極的に支援されたい。
15．県道の改修について、早期対応を県に要望されたい。
16．危険ブロック塀の早期解消に努められたい。
17．かわまちづくり事業の明確な計画を示されたい。
18．児童生徒の学力・体力向上に努力されたい。
19．利用者に寄り添ったスクールバス運行を検討されたい。
20．図書室の利便性を高め、利用者の増加に努められたい。
21．無形文化財の継承支援に努力されたい。

○国民健康保険特別会計

なし

○介護保険特別会計

・高額負担となっている介護保険の引き下げに努力されたい。

○後期高齢者医療特別会計

なし

○宅地分譲事業特別会計

なし

○水道事業会計

・年金受給者等に寄り添った水道料金の見直しに努められたい。
・石綿セメント管の早期更新に努められたい。

○下水道事業会計

なし

今回の予算審査におきまして、７年度の予算ということでございまして、５日間の審議を皆さんとともにやってまいりました。その間、町長が１日と数時間はお見えでございました。この予算審査、令和７年度における非常に大事な審査でありまして、数字、そして事業をもって１年間をどのようにするかということの審議であります。議員からも、意見、様々な要望、提言等、数多くあったわけでございます。町長が不在ということで、非常に残念ではございました。その辺も、委員長の意見を添えていきたいと思っております。

以上であります。

議長（石川良彦君）　以上で審査結果の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する基

準により省略をいたします。

これより議題ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第23号　令和７年度大郷町一般会計予算について討論に入ります。ございませんか。

まず初めに、本案に対する反対討論の発言を許します。２番鎌田暁史議員。

２番（鎌田暁史君）　議案第23号　令和７年度大郷町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

まず、歳入の部について、施政方針では、基金からの繰入金が前年比で約２億3,000万円増となった令和６年度よりさらに約9,000万円の増となり、本町の財政は極めて厳しい状況下にあると述べられております。国からの交付金、助成金をさらに有効に活用することを御提案したいと思います。

緊急防災・減災事業債は、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施をする必要性が高い、即効性がある防災・減災のための地方債であります。対象事業の中に、指定避難所の空調、Ｗｉ－Ｆｉ、バリアフリーの整備、指定避難所周辺の危険ブロック塀の撤去、集会所の耐震化などがございます。町内の各指定避難所、公民館分館の整備への活用を検討してみてはいかがでしょうか。

また、緊急自然災害防止対策事業債は、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業のための地方債でございます。町では、今年度に急傾斜地崩壊対策工事に活用をしておりました。この対象事業には下水道も含まれております。下水管の破損があった場合には、その修復に活用が可能となっていることを申し述べておきます。

次に、歳出の部について指摘をいたします。

県道９号大和松島線、県道16号石巻鹿島台色麻線、県道40号利府松山線など、町内の県道の多くの箇所で損傷している問題につきましては、昨年３月の討論のときに指摘をいたしましたが、大きな進展は見られておりません。早めの修繕を県に要望していただき、工事の見通しについて町民の皆様に周知されることを要望いたします。

県内のほかの市町村から町に転入された方々は、水道料金の高さに驚く方もいると伺っております。県内でも高い水準となっている水道料金の引下げを求めます。

また現在、水道管の口径サイズごとに10立方メートルまでが基本料金

となっておりますが、よりきめの細かい基本料金の設計を求めます。

県内で２番目に高い介護保険料について、町民の方々から何とかしてほしいという声が寄せられております。現行の介護保険制度は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善したりすれば、直ちに保険料､利用料の負担増に跳ね返るという根本的な矛盾を抱えております。国庫負担割合を引き上げることが何よりの解決策となっております。町としても、町民の方々の思いを受け止めて、保険料を引き下げるための取組を求めます。

縁の郷の高付加価値化事業として、サテライトオフィス、コワーキングスペースの整備が終了したタイミングで、指定管理者であるラトリエが撤退し、レストランと宿泊施設は現在休業状態となっております。

予算審査特別委員会では、令和５年７月から隣接する温泉施設の閉館に伴い休館している老人ふれあい家心郷の代替サービス施設としての活用や小中学生に開放する案が出されておりました。縁の郷の活用プランについて検討されることを要望いたします。

小中学校のタブレット端末の更新について、町の端末整備更新計画では、３年間で３分の１ずつ更新を進める方針となっております。古い端末の再利用、廃棄などの再利用事業について今後検討をされる方針ですが、なるべく資産価値を生かせるような対応を求めます。

昨年の施政方針で、ドローンについては特区の取得から、活用のさらなる推進に方針が転換をされました。施政方針では、ドローンについて触れられておりませんでした。

また、次期総合計画では、スマート農業の推進に活用することが記載をされているのみでございました。

ドローンについては、農業に特化した取組を中心としていくことを要望いたします。

以上で反対討論を終わります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ございませんか。ないようですので、これをもって討論

を終わります。

これより議案第23号について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

令和７年度大郷町一般会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号　令和７年度大郷町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第24号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号　令和７年度大郷町介護保険特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第25号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号　令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第26号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号　令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第27号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号　令和７年度大郷町水道事業会計予算について討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第28号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、意見を付し可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号　令和７年度大郷町下水道事業会計予算について討

論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第29号について採決いたします。この採決は起立により行います。

令和７年度大郷町下水道事業会計予算に対する委員長の報告は、可決すべきものであるとの報告であります。したがって、本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第９　議案第３０号　令和６年度大郷町一般会計補正予算(第１２号)

議長（石川良彦君）　次に、日程第９、議案第30号　令和６年度大郷町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君）　皆さん、おはようございます。

それでは、議案第30号　一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書２ページをお開き願います。

議案第30号　令和６年度大郷町一般会計補正予算（第12号）

令和６年度大郷町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億692万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,640万2,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　既定の繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　既定の債務負担行為の変更は、「第３表　債務負担行為補正」

による。

令和７年３月19日　提出

大郷町長　田　中　　学

最初に、今回の補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算の主な内容としては、歳入では、補正予算（第11号）の提案後に申込みのあった企業版ふるさと納税や、交付決定のあった新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金等の計上、歳出では、議会解散を問う住民投票に関する予算等を計上するものでございます。

また、繰越明許費補正で追加１件、債務負担行為補正で変更１件も御提案いたします。

３ページをお開き願います。

第１表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第10款地方特例交付金第２項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金450万円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症の影響から中小企業の売上げ減少に応じた固定資産税の減免等に対する市町村への減収補塡分で、３月に交付されるものです。

第17款財産収入第２項財産売払収入273万2,000円の増額補正です。不要となった住民バス２台及び鉄くず等の売払収入です。住民バスについては、２月28日に入札を行っております。

第18款寄附金第１項寄附金１億円の増額補正です。１件の寄附金になります。令和７年３月17日に東京都に本社のある、合成樹脂、化成品、電子機材等の輸出入及びＩＴ、自動車部品等の製造を行う企業から、スポーツＸ様の御紹介で、稼ぐ地域をつくるとともに安心して働けるようにする事業を使途として、昨年に引き続き１億円の寄附の申出があったものでございます。

第19款繰入金第１項基金繰入金1,530万7,000円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金の調整です。減額となっておりますが、内閣府の企業版ふるさと納税に係る地方再生計画認定申請マニュアルにより、企業版ふるさと納税の積立額は寄附金の10割未満とすることになっていることから、財政調整基金からの繰入れ10万円が含まれております。

第21款諸収入第５項雑入1,500万円の増額補正です。株式会社おおさと地域振興公社からの農山漁村活性化プロジェクト交付金返納金です。

歳入補正額合計１億692万5,000円の増額です。

続きまして、４ページをお開き願います。

歳出です。

第２款総務費第１項総務管理費１億10万円の増額補正です。歳入で御説明しましたとおり、寄附金１億円と財政調整基金からの繰入金10万円を令和７年度以降の事業に充当するため、基金として積立てするものです。

第４項選挙費682万5,000円の増額補正です。選挙管理委員会費及び住民投票に関する予算計上となります。住民投票については、３月31日告示、４月20日投開票の予定でございます。

歳出補正額合計１億692万5,000円の増額です。

以上、補正前の予算額60億2,947万7,000円に歳入歳出とも１億692万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ61億3,640万2,000円とするものです。

続きまして、５ページをお開き願います。

第２表繰越明許費補正です。

追加１件となります。款項、事業名、金額の順に御説明いたします。

第２款総務費第４項選挙費、住民投票執行費672万5,000円です。住民投票が令和７年３月31日告示、４月20日投開票となることから、繰越し事業とするものです。

続きまして、６ページを御覧ください。

第３表債務負担行為補正です。

変更１件です。

設定期間は補正前と同じでございます。

１、ふるさと納税委託業務、インターネットを利用した専用サイトの構築及び返礼品に関する業務を一括して委託するもので、それぞれサイト等により委託料のパーセントが異なりますが、最大で寄附額の12％となる委託料について、消費税が端数切上げとなることから、限度額を「ふるさと納税額の13％以内の額」から「ふるさと納税額の14％以内の額」に変更するものです。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容となります。

議案第30号　一般会計補正予算（第12号）につきまして、次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で議案第30号について説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。２番鎌田暁史議員。

２番（鎌田暁史君）　２点お伺いいたします。

予算書の10ページの24節の積立金、企業版ふるさと納税基金積立てにつきまして、この基金の使い道についてを確認いたします。

去年の９月13日に復興推進課が作成した資料にスポーツパーク構想の予算試算表が提示をされておりました。試算によりますと、工事費が約１億2,700万円とされておりまして、その財源として企業版ふるさと納税と明記がされておりました。２月25日に新しい試算表が提示をされました。工事費は３億2,300万円に増額となっていますが、その財源が示されておりませんでした。

工事費の財源は企業版ふるさと納税を想定しているのか、御説明をお願いいたします。

２点目ですが、予算書の10ページの住民投票費につきまして、この予算の計上の根拠となった町議会の解散請求署名について確認をいたします。

選挙管理委員会は３月６日付で町議会の解散請求署名に対する異議申出に対して裁決を行いました。その上で、有効投票総数を公表いたしました。これにつきまして、議員有志から、この裁決には不正があるとの疑義が示されております。

選管として、この疑義に対する受け止めと所見をお伺いいたします。以上です。

議長（石川良彦君）　初めに、答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君）　お答えさせていただきます。

工事費については、今回寄附いただいた企業と使途について調整の上、工事に最大限活用できるように調整したいと思ってございます。以上です。

議長（石川良彦君）　次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　お答えいたします。

３月３日付で裁決書を交付させてもらいまして、それに対しての所感等ということでございますが、選挙管理委員会といたしましては、異議申出があった案件につきまして、確認をしっかりした中で、あと参考に、いわゆる受任者の方等に対して確認をして、それをしっかり確認した中で裁決書を交付させていただいているものでございますので、それが不正があったのではというようなことでございますが、選挙管理委員会としても公正な立場で審査を行ったものでございますので、その裁決につきましては、しっかりと確認した中でさせていただいたという内容でご

ざいます。以上でございます。

議長（石川良彦君）　鎌田暁史議員。

２番（鎌田暁史君）　企業版ふるさと納税の活用につきましては、町による土地造成工事のほかに、入札など公正な手続を経るという条件の下、スポーツＸ社による上物などへの支出も可能との見解が示されておりました。こういった支出の優先度について、お考えがあれば教えてください。

それと、住民投票費に関してなんですけれども、議員３名は昨日、３月18日に仙台地方裁判所に代理人を通して訴状を提出いたしました。町を相手とした行政訴訟で、町議会の解散請求署名に対する異議申出の裁決で棄却された決定を取り消す訴えとなります。訴状は後日、選挙管理委員会宛てに郵送される予定となっております。

それで、選管内で裁判について想定をされていたかどうか。それと、裁判に対する対応について議論などはあったのか、お伺いいたします。

議長（石川良彦君）　初めに、答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君）　お答えいたします。

企業版ふるさと納税の活用につきましては、可能な限り先行する事業から活用させていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君）　次に、総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　まだ訴状は届いてございませんので、選管としては、まだ何もお答えすることはございません。

裁判についての議論ということでございませんが、周りも、訴状等が届いてございませんので、議論も何もございません。

議長（石川良彦君）　鎌田暁史議員。

２番（鎌田暁史君）　この裁判なんですけれども、結果、判決の内容によっては、有効署名数が３分の１を下回る可能性がございます。こういった状況で、住民投票を予定どおり進めるのかどうかにつきまして、訴状が届いた後でも構いませんので、慎重に御検討されたほうがいいと私は考えますが、その点について所見をお聞かせください。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　先ほども申し上げましたとおり、訴状等が届いてございませんので､その辺につきましては慎重に判断させていただきます。

議長（石川良彦君）　ほかにございませんか。１番赤間繁幸議員。

１番（赤間繁幸君）　それでは、３ページの18款寄附金１億円について御質問いたします。

今回も、前年に引き続きまして、スポーツＸ様から御紹介いただいた

企業様からまた御寄附を頂いたということでございますが、これは事業を推進するには非常に追い風になる要因の一つだと考えます。

その一方で、福島の国見で起きたワンテーブルの件で、企業版ふるさと納税について疑問視をするという声が町民の方から幾つかございます。その疑問といいますか、不安を払拭するためにも３点ほど、ちょっと御質問させていただきたいと思います。

まず、１つでございます。今回寄附を頂く法人様の子会社や関係会社が、造成した土地を専属的に使うということになれば、それは禁止されている寄附の見返りに当たると考えるんですけれども、スポーツＸさんと今回の寄附法人に資本関係はあるのかどうかということがまず１点目でございます。

２つ目が、町が発注する当該工事や、それ以外の事業を、その寄附法人様の子会社や関係会社が受注することはあるのか。もし受注する場合には、そこにはしっかり公平・公正な入札が行われるのかということでございます。

最後に、３点目でございますが、スポーツＸさんが発注する工事関係を、その寄附法人様の子会社や関係会社が受注することはあるのか。また、受注する場合には公平・公正な入札といいますか、そういった取引が行われるのかについてお伺いいたします。

議長（石川良彦君）　答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君）　お答えいたします。

まず、１問目の資本の関係でございますが、資本関係はないということで確認しております。

２つ目の、町が発注する工事に対しての寄附会社の受注ということでございますが、現時点で想定しているものはございません。それで、もし仮にそのようなことがあったとしましても、国が示している寄附の見返り、経済的利益の供与ということがあってはなりませんので、そのようなことはないと思います。

さらに、国で認めております公平・公正な入札を経た形での場合に限られると思っておりますので、御心配はないかと思っております。

３つ目の、スポーツＸが発注する工事関係につきましては、スポーツＸ様の発注となれば、町が関与するものと関与しないものがあろうかと思いますが、町が関与するものであれば、仮に受注することがあったとしても、先ほど御説明しましたとおり、公平・公正な入札を経たものというのが前提になると思っております。以上です。

議長（石川良彦君）　よろしいですか。ほかにございませんか。９番熱海文義議員。

９番（熱海文義君）　９ページの諸収入の雑入で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の返納金について、幾ら残っているのか、まず１点。

それから、10ページの選挙管理委員会費の中で、我々としては、選挙管理委員会で決したときに、３月６日ですか、その前の選挙管理委員会での話合いの中で、会議録を提出してくれという話をしたんですけれども、まだできていません、２週間かかりますということだったんですが、じゃあ音声データを下さいと言ったら、音声データはありません。メモ書きしていたものを会議録に起こすという説明を受けたんですけれども、そんなことが行政であっていいんですか。録音しないで、メモ書きを会議録に起こすなんていうことがあってよろしいんですか。そういうことはあってはならないと私は思うんですけれども、その見解をお願いします。

議長（石川良彦君）　初めに、財政課長。

財政課長（菅野直人君）　お答えいたします。

すみません、ちょっと今手元に資料を持ってきておりませんので、もしあれでしたら改めてお出ししますが、恐らく今回３回目になりますので、7,500万円お貸ししているうちで、5,000万円がこれでお返しをいただいたと思いますので、残り2,500万円だとは認識しております。３回頂いています。一番最初に2,000万円お返しいただいているので。以上でございます。

議長（石川良彦君）　次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　選挙管理委員会でのテープ起こしというもの、音声データということでございますが、我々選管の書記長ほか２名が出席した中で委員会は開催してございまして、それらにつきましては、それぞれ担当がしっかりメモをした形で内容等を記録してございますので、それを会議録ということで選挙管理委員会としては作成しておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君）　熱海文義議員。

９番（熱海文義君）　選挙管理委員会のこと、納得できていれば、ここで質問しないんです。どういう場合であっても録音して、それを活字に起こすものが会議録ではないのか。メモ用紙に書いて、じゃあ漏れた部分はどうするんですか。全部書き留めることができると思いますか。速記でもできる人でもいるんだったらだけれども、そういうやり方はないと思い

ますよ。

そんなことがあって、間違いなくメモ用紙に書いたから、じゃあ、はい、会議録ですと。いいように書いたら、何も我々は調べようがないではないですか。音声データとして残っているんだったら、それをもらって、それを聞くほうが間違いない話ではないですか。そんなやり方、今からもそんなことをやっていくんですか。あっては駄目だと思いますよ。きちんと録音してもらうようにしてくださいよ。どうですか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　お答えさせていただきます。

今後につきましては、メモ書きだけではなくて、録音等も含めた中で対応させていただければと考えてございます。

議長（石川良彦君）　ほかにございませんか。６番鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　では、私も10ページの住民投票についてお伺いします。

１月に署名が終わりまして、署名人数が決定した日というんですか、最終的に選管で受付した日は何日なんでしょうか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　１月24日でございます。

議長（石川良彦君）　よろしいですか。鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　そして、その後に選管が審査したという認識でよろしいんでしょうか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　そのとおりでございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　その中、住民投票の基準日というんですか、12月１日付だと2,134名以上で住民投票が行われると言われて、そう思ってきました。そうしたら今度、３月１日になったら2,127でしたと言われたんですけれども、これはどちらの基準日に、基準日というものはあってないようなものなんでしょうか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　まず１回目の提出をいただいたのが１月24日でございまして、その最新の登録、定時登録と我々は言っているところでございますが、それは12月１日でございました。それが6,401名の有権者でございました。それが本請求、いわゆる異議申出があって、最終的に決定して、それが３月６日に本請求が、提出ございましたので、その際になりますと、３月１日が定時登録となってございまして、6,379名とな

ってございまして、そのうちの３分の１以上の署名の提出がございましたので､それに基づいて３月６日に提出のあった分につきましては6,379の３分の１、2,127名以上の署名があって、有効と、本請求の提出があったものでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより議案第30号　令和６年度大郷町一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第１０　委発第１号　大郷町議会委員会条例の一部改正について

議長（石川良彦君）　日程第10、委発第１号　大郷町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。大郷町議会議員、熱海文義議員。

９番（熱海文義君）　それでは、提案理由の説明を行います。

委発第１号

令和７年３月19日

大郷町議会議長　　石　川　良　彦　殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長　熱　海　文　義

賛成者

同委員　鈴　木　利　博

同委員　佐々木和夫

同委員　鈴　木　恵　子

同委員　金 須 新 一
同委員　高 橋 重 信

大郷町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を会議規則第13条第２項の規定により別紙のとおり提出します。

それでは、提案理由の説明をいたします。

３月６日に議案第３号　大郷町課設置条例の一部改正についてが可決されたことから、委員会の所管について、別紙のとおり改めるものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思います。

別表中、総務産業常任委員会の所管事項について、農政商工課を農林振興課と商工観光課に改めるものでございます。

附則として、施行期日を令和７年４月１日とするものです。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、委発第１号の提案理由の説明といたします。以上です。

議長（石川良彦君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより委発第１号　大郷町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第１１　議発第１号　大郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

議長（石川良彦君）　次に、日程第11、議発第１号　大郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、熱海文義議員。

議会運営委員会委員長（熱海文義君）　それでは、提案理由の説明をいたします。

議発第１号

令和７年３月19日

大郷町議会議長　　石　川　良　彦　殿

提出者　大郷町議会議員　熱　海　文　義
賛成者　大郷町議会議員　鈴　木　利　博
賛成者　大郷町議会議員　佐々木　和　夫
賛成者　大郷町議会議員　鈴　木　恵　子
賛成者　大郷町議会議員　金　須　新　一
賛成者　大郷町議会議員　高　橋　重　信

大郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

それでは、提案理由の説明をいたします。

この条例は、地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として制定するものです。

別紙を御覧ください。

第１条の目的ですが、提案理由と同じです。

第２条の報告では、報告対象期間における報告事項について規定したものです。

第３条は、報告の一覧を作成及び公表では、報告に訂正があった場合には、訂正後の一覧を公表しなければならないと規定するものでございます。

第４条の報告などの保存及び閲覧等では、報告書の保存期間及び閲覧等の申請について規定しています。

第５条の委任ですが、この条例の施行に必要な事項は、別に議長が定めるものとしております。

附則として、公布の日から施行し、令和７年４月１日に始まる会計年度における請負から適用するものです。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いしまして、議発第

１号の提案理由の説明といたします。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議発第１号　大郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第１２　議発第２号　大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君）　日程第12、議発第２号　大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。大郷町議会議員、熱海文義議員。

９番（熱海文義君）　それでは、提案理由の説明を行います。

議発第２号

令和７年３月19日

大郷町議会議長　　石　川　良　彦　殿

提出者　大郷町議会議員　熱　海　文　義
賛成者　大郷町議会議員　鈴　木　利　博
賛成者　大郷町議会議員　佐々木　和　夫
賛成者　大郷町議会議員　鈴　木　恵　子
賛成者　大郷町議会議員　金　須　新　一
賛成者　大郷町議会議員　高　橋　重　信

大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

それでは、提案理由の説明をいたします。

改正理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法などの一部を改正する法律が令和６年６月７日に公布され、マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載に関し必要となる規定の追加について、施行期日が令和７年４月１日とされました。

それに伴い、本条例で規定する引用条文について、引用条項の条ずれの改正を行うものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思います。

大郷町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年大郷町条例第20号）の一部を次のように改める。

第２条第10項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項の表中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

附則として、施行期日を令和７年４月１日とするものです。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、議発第２号の提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議発第２号　大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第１３　議発第３号　大郷町議会の解散請求に関する弁明書

議長（石川良彦君）　次に、日程第13、議発第３号　大郷町議会の解散請求に関する弁明書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。大郷町議会議員、熱海文義議員。

９番（熱海文義君）　それでは、提案理由の説明を行います。

議発第３号

令和７年３月19日

大郷町議会議長　　石　川　良　彦　殿

提出者　大郷町議会議員　熱　海　文　義
賛成者　大郷町議会議員　鈴　木　利　博
賛成者　大郷町議会議員　佐々木　和　夫
賛成者　大郷町議会議員　鈴　木　恵　子
賛成者　大郷町議会議員　金　須　新　一
賛成者　大郷町議会議員　高　橋　重　信

大郷町議会の解散請求に関する弁明書

上記の議案を大郷町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

それでは、提案理由の説明をいたします。

大郷町議会の解散請求に関する弁明書については、３月10日付で大郷町選挙管理委員会から大郷町議会の解散請求に関する弁明書について提出を求められたことに対し、地方自治法施行令第104条第１項の規定による弁明書について提案するものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思います。

大郷町議会解散請求に関する弁明書

大郷町議会は、町民の直接選挙で選ばれた議員によって構成され、議会制民主主義を基盤とした、住民を代表する機関として、大郷町の意思決定や執行機関の監視などを行っています。

今回、議会では、町が進めている「おおさとスマートスポーツパーク構想」の実現に向け、令和６年６月の第２回大郷町議会定例会において予算として計上された用地購入費、測量設計業務費を否決し、また７月26日の第５回大郷町議会臨時会に再提案され、再度否決しましたが、これらの審議に関しては、住民の代表として、それぞれの議員が、その内容を審議・討論・採決した結果であり、住民意見や議会制民主主義を履

き違えたものではありません。

しかしながら、概算事業費積算に必要とする測量設計業務費は、令和６年９月の第３回大郷町議会定例会に提出され可決し、「おおさとスマートスポーツパーク構想」は現在慎重審議しています。

概算事業費については、当初２月下旬に示される予定でしたが、測量設計業務に時間を要し、４月中旬から下旬に示すと執行部から報告があり、議会としては、その結果を待っている状況にあります。

今後、示される事業費については、議会の議決責任のもと、判断していくことになっています。

そのような中、議会の解散請求は、合理性がなく、町民に不安を与え、町政を混乱させ、議会としても困惑している状況です。

以上のとおり弁明いたします。

令和７年３月19日

大　郷　町　議　会

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、議発第３号の提案理由の説明といたします。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議発第３号　大郷町議会の解散請求に関する弁明書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第１４　議員派遣の件

議長（石川良彦君）　日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第112条第１項の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

日程第１５　閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君）　日程第15、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君）　以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

それでは、閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

今定例会は３月４日開会以来、本日までの16日間にわたり、令和７年度各種会計当初予算をはじめ、多数の重要議案について終始熱心に御審議をいただき、本日その全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたこと、議員各位とともに喜びに堪えない次第であります。同時に、感謝と御礼を申し上げたいと思います。

また、執行部各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力をくださいました。その御労苦に対し深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは予算審査特別委員会において出されました意見、要望に十分配慮していただき、今後の行政運営に十分に反映されますようお願いする次第であります。

終わりに、議員各位にはくれぐれも御自愛いただき、町政推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和７年第１回大郷町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午　前　１１時０４分　　閉　会

上記の会議の経過は、事務局長　三浦　光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員